

# 伊佐売薬と富山売薬の競合関係

—江戸中期から末期までを中心として—

## Competition of Isa and Toyama Patent Medicine Merchants: From Middle to Late Edo Period

幸 田 浩 文

1. はじめに
2. 伊佐売薬の起源—創薬と創業—
3. 行商圈の確立と他国売薬との競合関係
4. 旅先藩による差留と富山売薬への対抗策
5. 旅先藩に対する差留解除の方策
6. 伊佐売薬と富山売薬の特徴点の比較
7. おわりに

### 1. はじめに

伊佐売薬は、江戸中期の元禄期（1688～1704）に、現在の山口県美祢市伊佐町伊佐徳定（徳定は近世伊佐村の小村名）一帯で興った売薬産業である（土屋, 1976, p.23; 土屋, 1989, p.84）。この元禄期には、若干の時代の前後はあるが、いわゆる「日本四大売薬」と呼ばれる富山（富山県）・大和（奈良県）・近江日野（滋賀県）・田代売薬（佐賀県）が成立している。

とくに富山売薬は、すでにわれわれの先行研究で明らかにしてきたように、売薬を売り歩く営業地域である「行商圈」の範囲や、そこに送り込まれる行商人の人数、売薬営業を支援ならびに統制する組織・機関の規模などにおいて他を凌駕していた（幸田, 2009; 2015; 2016; 2017; 2018; 2019）。したがって、伊佐売薬は、全国展開を目指す富山売薬とは、伊佐売薬の発祥地である長州（萩）藩の防長両国内はもとより、領外においても競合関係が生じるのは必然的なことであった。

本稿では、一地方・地域で売薬商売を営む伊佐売薬が、売薬営業において圧倒的存在である富山売薬とどのような競合関係にあり、いかなる対応手段を取っていたのかを明らかにすることを目的としている。すなわち伊佐売薬の史的展開<sup>①</sup>をたどりながら、①伊佐売薬の起源、②伊佐売薬の行商圈の確立、③伊佐売薬と他国売薬の競合関係、④旅先藩による差留の背景、⑤伊佐売薬の富山売薬に対する対抗策、⑥旅先藩による差留解除の方策、⑦伊佐売薬と富山売薬の特徴点の比較について考察する。

### 2. 伊佐売薬の起源—創薬と創業—

伊佐売薬は、旧長門国美禰郡伊佐村にある桜山（標高 455.5m）の北麓に位置す

る徳定一帯で興った。伊佐村徳定は、厚狭川の支流である伊佐川流域の東西に広がる低湿地帯の平野に位置している（土屋, 1989, p.84）。

「徳定村由緒書」によれば、平安中期、伊佐村の桜山にある真言宗南原寺（なんばらじ）が建立された折、花山法皇（968-1008）が本間道兼と内田米久なる従者と訪れ、その従者の末流が同寺の家老職を代々引き継いでいった。その後、南原寺の領地が削られ経済的に逼迫したことを契機に、本間（治郎）・内田（庄右衛門）家は家老職を辞して徳定村に移り住み、農業の傍ら薬業に従事した（美祢市立図書館編, 1973, p.27; 1975, p.43）。

また橋井堂の「開闢由来記」にも、南原寺を退去して桜山の北麓にある徳定村に移り住み、医薬ならびに天文陰陽道により人々の救済を目的として売薬<sup>②</sup>を創業し、子々孫々に伝えたとある（高橋, 1993, p.65）。やがてその分家の中に医者の見習いになったり、宿屋に売薬を預け置いたり、さらに関東まで売薬行商に出かけたたりする者がみられるようになった（美祢市立図書館編, 1973, p.27; 1975, p.43）。

さらに「長門国吉田宰判風土記／十／美祢郡の内／伊佐村／徳定」によれば、徳定村では長年にわたり農務の余暇つまり農間余業として売薬業に携わり、領内にとどまらず諸国にまで合薬を売り広めていたという（山口県文書館編, 1961, p.267）。

売薬の起源には諸説あるが、一般的に富山・大和売薬にみられるように修験山伏の施薬から発展したものとされている（黒木, 1994, pp.236-237）。すなわち、寺社に属し参詣者の案内・参拝・宿泊などの世話をする御師（おし／おんし）が、諸国の檀家、施主、信者たちに布教活動する際に札や薬を持参する「檀那場廻り」による配薬行為を、売薬の起源としていることが多い（半田, 2006, p.7）。このように伊佐売薬においても、伊佐村・南原寺の修験山伏の施薬に深く関係していると考えられる（美祢市史編集委員会編, 1982, p.812）。また土屋（1966a）は、伊佐売薬は南原寺の僧侶によって創業されたのではないかともいう（土屋, 1966a, p.22）。

伊佐売薬と南原寺の修験山伏あるいは僧侶が、どの時代にどのような形で結びついたかは文献・史料がなく不明である（土屋, 1976, p.23）。ただ、本間家の末裔である本間茂右衛門が、元禄 13 年（1700）に南原寺に寄進した鰐口<sup>③</sup>や、文化 15 年（1818）に奉納された灯笼に、本間家や内田家をはじめ売薬業者の銘が刻まれていることからみても、伊佐村で置き薬を生業とする売薬業が定着するのは、彼らが南原寺と関係をもつ近世に入ってからのものであろう（高橋, 1993, p.66）。

以上のように、伊佐売薬の起源を特定することはできないが、すでに元禄期には売薬が始められていたことは間違いない。

### 3. 行商圈の確立と他国売薬との競合関係

伊佐売薬の行商圈<sup>④</sup>は、上述した「徳定村由緒書」の「覚」によれば、防長両国内（山口県）以外にも石州・備後・備中・美作・播磨・京・大坂・美濃・信濃・上野・下野・常陸・武州・奥州・伊豆・駿河・尾張・飛騨方面にまで拡大しており、宝暦期（1751～1764）まで伊佐売薬商人は、往来手形を持たずに売薬行商していたとある（美祢市立図書館編, 1975, p.44）。ただ土屋（1966a）は、こうした地域

を廻在していたとの記載は他国売薬への対抗上そう記述しているだけのことであり、実態は不明であるという（土屋, 1966a, p.24）。ちなみに、享保2年（1717）の時点で徳定村の全戸数 61 軒のうち売薬業者が 17 人、医者が 20 人いたが（美祢市史編集委員会編, 1982, p.813）、天保期（1831～1845）には売薬業者（売薬師と記載）が 32 軒に増えている（土屋, 1966a p.23）。

伊佐売薬の他国への進出がいつ頃から始まったかについては、史料不足のため明確な時期は不明である（美祢市史編集委員会編, 1982, pp.812-813）。しかし山本家の由来記によれば、同家が宝暦元年（1751）に置き薬を始めたことからみても、遅くとも宝暦期（1751～1764）に入る頃には伊佐売薬はすでに他国へ進出していたといえる（土屋, 1967, p.19）。したがって、伊佐売薬が全国展開していた富山売薬と、とくに得意先の多い九州方面で競合するのは必然的なことであった（高橋, 1993, p.66）。

宝暦4年（1754）、九州博多には富山売薬以外にも近江日野売薬や九州の田代・久留米売薬が進出しており、伊佐売薬もこれまでのように往来手形を持たず、また藩の売薬許可（売薬御免）を受けずに行商することが難しくなった（美祢市史編集委員会編, 1982, p.812; 土屋, 1967, p.19; 土屋, 1993, p.22）。富山売薬は旅先藩に運上銀を上納することで、自らの行商圈を維持・確保するだけでなく、他国の売薬業者を旅先藩内に入らせない「差留／差止」を願い出るなど、市場独占を図った（山口県文書館編, 1977, p.209）。そのため、伊佐売薬は次第に旅先藩での営業が困難になっていった（高橋, 1993, p.66）。

富山売薬は、他国の売薬との競合関係に対して、基本的には次の4つの方法で対処した（植村, 1957, p.16）。

第1は、旅先藩内において他国売薬と互いの利益を確保・保持するために協定を結んだ。例えば、富山売薬は仲間同士での過当競争を制限する「仲間示談定法」を定め、とくに大和売薬との間で商業協定や規約を結ぶことで過当競争を防止した（植村, 1955, p.61）。

第2は、旅先藩に対して他国売薬と競って売薬許可を願い出た。実際、富山売薬は、伊佐売薬や田代売薬、その他の売薬と激しく対立していたため、旅先藩にさまざまな願い出をして売薬許可を取ろうとしていた。

第3は、藩の権力構造を利用して他国売薬を排除したり、いくつかの他国売薬と手を組んだりして特定の他国売薬だけを排除しようとした。

第4は、領国内での売薬営業を独占するために、運上銀（一定率の営業税）や冥加金（銀）（札金）を上納したり藩の権力構造を利用したりすることで、他国売薬よりも優位な立場を築こうとした。

宝暦6年（1756）2月28日付の「伊佐村徳定之者往来手形願之通差免候事」（美祢市立図書館編, 1973, p.1）によれば、伊佐売薬行商人は、旅先藩に行く際、流例として往来手形を持たずに領外に出ていたが、旅先藩の宿での取調べが厳しく営業に支障が出てきたので、往来手形を下付して欲しい旨の願書を出し認められている。

宝暦8年（1758）1月3日付の「伊佐村徳定之者御両国売薬願之通被差免候事」

(美祢市立図書館編, 1973, pp.2-3)によれば、九州では富山売薬商人が運上銀と引き換えに他国売薬人の差留を願い出たため、旅先藩に入れない事態が頻発していた。そのため旅先藩での売薬商売の不振を理由に、伊佐売薬は防長両国内での売り広めの認可を願い出た。その結果、同年3月5日、運上銀として年白銀三枚の献上と引き換えに、領内での売薬が許可された(土屋, 1967, p.23)。

また同年5月21日付の「防長御免ニ付諸郡江廻文写」(美祢市立図書館編, 1973, p.3)によれば、これまで関東や諸国で売薬を行ってきた伊佐村の美濃屋与三右衛門と大和屋藤右衛門の2人が、運上銀を上納することと引き換えに防長両国内での売薬許可を願い出て認められている。その際、藩からも売薬の調合を調査するという目的で2、3人の頭取を置き、同業者を統制するという条件がつけられた。

このように長州藩が伊佐売薬に領内での売り広めを認可したのは、伊佐売薬が旅先藩での差留で厳しい状況に陥り、藩としても看過できなくなったからであった。(高橋, 1993, p.67)。防長両国内での売薬認可が下って以降、次第に伊佐売薬の行商圏は確立・拡大し、明和8年(1771)の頃には徳定村は売薬一色に染まり、「売薬の村」として知られるようになっていた(土屋, 1967, p.23)。

すでに江戸中期の元禄期(1688~1704)には、全国的に商品経済が発達し交通網も整備され、売薬行商も農村への貨幣経済の浸透とともに発展していた(土屋, 1966a p.22; 富山県編, 1987, p.218; 土屋, 1993, p.20)。安永期(1772~1781)に入ると、他国者の領内への立ち入りを制限したり、禁止したりする藩がみられるようになる。その背景には、交通網が整備されると、六十六部(全国を巡って霊場に法華経を納める者)や山伏などの宗教的目的をもって廻国巡礼する者、祭りや縁日などで見世物を興業したり粗悪な品物を売りつけたりする香具師、そして売薬行商をする者たちの領内への流入が多くみられたからである(半田, 2006, p.5)。

当時の領域経済では、他国からの商売人が領国内に立ち入り領域市場が荒らされることを防止し、他国からの商品の流入や販売を禁止する政策が取られていた。すなわち藩からの正貨流失の防止と領域内の業者の保護による領域経済の強化が図られたのである(古島, 1965, p.356; 土屋, 1966b, pp.20-21)。とはいえ、各藩で入国禁止令などの「触」を出すものの、他国商人たちの「隠し売り」は依然として後を絶たなかった(半田, 2006, p.11)。

伊佐売薬商人たちも、他国商売が困難になるにつれてさまざまな方策を取るようになる。例えば、天明5年(1785)、伊佐の溝口屋は石州(島根県)の医師・山藤元由の名代として売薬営業する権利を取得するとともに、冥加金(銀)を浜田の目代所に上納することで、石州領内での売薬の売り広めが認可されている。(土屋, 1967, p.20; 吉本, 1993, p.60)。また富山売薬も、防長両国内で冥加金(銀)と引き換えに他国で売薬御免を得ようとする方策を取っていた。

#### 4. 旅先藩による差留と富山売薬に対する対抗策

文化4年(1807)、伊佐村の売薬業者たちは、長州藩に対して他国売薬とくに富山売薬業者の防長両国内への立ち入りを禁止するよう要請した。「乍恐御願申上候事」(美祢市立図書館編, 1973, pp.4-5)によれば、富山売薬商人が許可を得て多

数領内に入り込み至る所で売薬の売り広めを行っているが、自分たちの得意先に無理に薬を置いていく「重ね置き」を行っているので差留にして欲しい旨願い出ている。

こうした訴えに対して藩は、富山売薬業者に幾分か規制を加えたが、文化11年(1814)、富山売薬は防長両国内の薬種である「茯苓<sup>6)</sup>(ぶくりょう)」を買い取ることや、冥加金(銀)を上納することで差留を免れようとした(土屋, 1977, p.17; 美祢市史編集委員会編, 1982, p.813)。富山売薬は、こうした方策を取ることで依然として防長両国内での売薬商売を続けていた。

翌文化12年(1815)年、伊佐売薬人は「越中富山之者一件之内写シ／前書之通御願申上置候ニ付御歎申上候事」にあるように、富山売薬業者による国産の茯苓の買い取りと領内での売薬の売り広めについて異議を申し立てている(高岡高等商業学校編, 1935, p.1058; 美祢市立図書館編, 1973, pp.5-7)。それは他国売薬とくに富山売薬の差留を要求した内容で、次のような旅先藩での差留の実態が挙げられていた。

1 つ目は、豊前国小倉領内で、伊佐売薬が進友仙なる者から御殿医の株を取得しその名前で売薬を売り広めようとしたところ、富山の薬種商権七<sup>6)</sup>が伊佐売薬の差留を願い出たことで、売薬が返品されたり、売上げ代金を取りに行かなければならなくなったりして大損害を蒙ってしまったこと。

その背景には、当時小倉の製薬方の経営引き受けに対して、領内の業者・田代売薬・伊佐売薬の間で熾烈な競争があり、富山売薬としては田代・伊佐売薬を差留にする必要があったからである(土屋, 1967, p.21)。

2 つ目は、肥前領内でそれまで伊佐売薬が営業していたが、国産品優先となり他国商人は新規に売ることができず、仕入れで損してしまったこと。

3 つ目は、それまで豊後臼杵領内の医師への売薬販売が認められていたが、差留により仕入れで損を出してしまったこと。

4 つ目は、出雲国領内では10数年差留が続いているため、売株を失い置き薬の代金も取り立てることができず、領内から退去を命ぜられてしまったこと。

5 つ目は、芸州広島では禁止規則(法度)が厳しく、武家屋敷やその使用人には一切他国者は商売ができない上、市中での宿泊も禁止されたこと。

その他、中国・四国・北国・関東地方などでも売薬禁止の国々が多くあり、売薬荷物が差し押さえられた時には罰金で赦してもらっているという現状から、伊佐売薬は防長両国内で運上銀の上納と引き換えに、他国売薬を差留にして欲しいと訴えている。

こうした伊佐売薬売薬業者からの富山売薬の差留要求に対して長州藩は、文化14年(1817)2月の「富山之薬商人徳定之者帰届候様ニとの事」(美祢市立図書館編, 1973, p.8; 山口県文書館編, 1977, p.501)によれば、富山売薬12人は廻郡手形を徳定村の者から受け取り、帰国する際には徳定村の者に返却することと、伊佐売薬の得意先が多い吉田宰判(長州藩の郷村支配の単位。代官の管轄地域)内での営業を禁止された。こうして伊佐売薬は、防長両国内での売薬認可を受けていた富山売薬業者の営業行為を管理下に置くことに成功した(高橋, 1993, pp.67-68)。

ちなみに富山売薬は文政12年(1829)から天保3年(1832)までの4年間、冥加銀2貫目<sup>㊦</sup>を長州藩に上納している(土屋, 1977, p.17)。

天保4年(1831)の「富山之売薬御仕組中御国内売買不被仰付、伊佐之売薬売弘め被仰事候事」(美祢市立図書館編, 1973, pp.8-9)によれば、ついに富山売薬の防長両国内で差留が命じられ、防長両国内での伊佐売薬の売り広めが認められた。とはいえ、長年にわたり防長両国内で売薬営業を続け、冥加金(銀)を上納してきた富山売薬業者を即刻差留というわけにもいかず、藩は売掛金の回収を理由に領内での廻在を1年間延期せざるを得なかった(美祢市立図書館編, 1973, p.8)。

天保11年(1840)当時の伊佐売薬業者の数は31人で、明治初年まで31名ないし32名と、人数の増減はそれほどなくほぼ一定であった(高橋, 1993, p.68)。同年2月、彼らは(主人と下人の)連名で庄屋と畔頭(くろがしら一庄屋の補佐役)に「御請状を以御願申上候事」をもって、同年4月から翌天保12年(1841)4月までの1年間の海路ならびに陸路の往来手形を申請し、売薬商売のため四国・中国・関東近辺および九州方面に行こうとしている(美祢市立図書館編, 1973, p.9)。長州藩においても当然のこと他国へ行くときには関所の通行に往来手形が必要であり、防長両国内での営業の際にも手形の所持が義務づけられていた。往来手形を所持している他国者には、代官所の村役人である大庄屋の指揮下にある庄屋・年寄・畔頭の間で往来手形を検めることができれば、1つの村で1つの宿を貸すことができた(土屋, 1967, p.19)。

弘化期(1845~1848)から文久期(1861~1864)にかけて、九州とくに北九州と中九州において伊佐売薬は、富山・大和・近江日野・田代売薬の「日本四大売薬」と競合関係にあり、激しい争奪戦を繰り広げていた(小林, 1960, p.183, 214; 小林, 1972, pp.47-48)。農村においては無免許の伊佐売薬をはじめとする他国売薬が入り込み「隠し売り」を続け、九州各地において行商圈を確立していた富山売薬と対立していた(小林, 1960, p.230)。

安政元年(1853)6月、富山売薬業者は従来の「防長国内営業仲間」の示談書を改正し、「奥中国組防長向寄仲間改正示談書」を定めた(高岡高等商業学校編, 1935, p.236)。その内容は、行商中に伊佐売薬人に出会った折には無礼な態度を取ることなく丁寧に挨拶すること、もし問題が起きた時には伊佐売薬あるいは富山売薬の宿泊先に同道してもらい交渉すること、それでも埒が明かない場合は役所にて折衝すること、さらに伊佐売薬の悪口を慎み、争いを避けるよう心がけることなど、伊佐売薬との無用な軋轢を避けようとするものであった(美祢市史編集委員会編, 1982, p.814; 高橋, 1993, p.68)。安政5年(1858)頃になると、富山売薬業者が九州・小倉藩内での営業権を完全に確立したため、伊佐売薬をはじめとする他国売薬は表立って売薬商売を続けることができず、すでに述べたように「隠し売り」をせざるを得ない状態に陥っていた(高岡高等商業学校編, 1935, p.236)。

## 5. 旅先藩に対する差留解除の方策

この「隠し売り」の主な原因は、組織力、資金力、展開力、販売力などにおいて圧倒的な力をもった富山売薬に、伊佐売薬をはじめとする他国売薬が旅先藩か

ら差留により退去させられたことに基因している。

享保 2 (1717) 年に秋田藩内で富山売薬が禁止され、次いで「図表 1 年代別差留諸領域表」にあるように、安永 2 年 (1773) 年全国で最初に富山売薬に差留が命じられている (半田, 2006, p.5, 9)。また薩摩藩では、天明元年 (1781) と天明 7 年 (1787) に 2 回続けて差留、さらに寛政期 (1789~1801)、文政期 (1804~1830)、嘉永期 (1848~1855) にそれぞれ 1 回ずつ合計 5 回の差留が行われた。薩摩藩の差留は、風水害や虫害、凶作を原因とする多額の財政出費による領国外への正貨流失の防止と領内産業の保護を目的としたものであった (塩澤, 2004, pp.28-29)。

図表 1 年代別差留諸領域表

宝 暦	
明 和	
安 永	秋田
天 明	薩摩 2、熊本 4
寛 政	熊本、薩摩
享 和	
文 化	熊本
文 政	安芸、因幡、津山、薩摩
天 保	津山、松前
弘 化	佐賀、相良、高松、竹田 長州、水戸
嘉 永	仙台、薩摩
安 政	小倉、高松、長岡
万 延	
文 久	秋月
元 治	
慶 応	
明治元年	石見、小倉

(出所) 富山県編, 1987, p.219.

図表 2 差留の地域別表

(数字は回数)

九 州	薩摩 5、相良 熊本 2、佐賀、竹田 小倉 2、秋月
四 国	高松 2
山 陽	安芸、長州、津山 2
山 陰	岩見、因伯
北 陸	長岡
関 東	水戸
東 北	仙台、秋田
北 海 道	松前

備考一熊本の差留回数の合計が図表 1 (6 回) と図表 2 (2 回) では異なっている。図表 1 と 2 の関連から図表 2 記載の熊本 2 回は 6 回が正しいと考える。また地域名 (因幡と因伯) が統一されていないが原文ママとする (幸田)。

同じく熊本藩では天明期 (1751~1789) に 4 回、寛政期 (1789~1801) と文化期 (1804~1818) にそれぞれ 1 回ずつ合計 6 回の差留、さらに薩摩・熊本両藩は寛政期 (1789~1801) にも差留を実施している。これは両藩が差留と解除が繰り返していることを意味する。こうした薩摩・熊本両藩の富山売薬への差留解除の背景には、彼らの高い営業力と売薬の品質ならびに薬効の高さ、運上銀や冥加金 (銀) の上納とともに、両藩からのさまざまな要求を甘受する姿勢・態度があったからである (塩澤, 2004, p.36, 41-42)。

差留を年代別にみても、安永期 (1772~1781) から文化期 (1804~1818)

までの秋田・薩摩・熊本藩を除けば、文政期(1804~1830)から安政期(1855~1860)にかけて多くの藩で差留がみられる。また「図表 2 差留の地域別表」にあるように、九州での差留が最も多く 7 地区、次いで伊佐売薬の長州藩を含む山陽の 3 地区、山陰と東北がそれぞれ 2 地区、その他、北海道、関東、北陸、四国がそれぞれ 1 地区となっている。すでに述べたように、差留が実施された地区では他国売薬が領内に入り込み、旅先藩での売薬株の取得、領内での医師からの貸株や(誰それの)名代と称しての営業行為、さらに無許可で内々に行商する隠し売りなどの方法で営業が続けられていた(美祢市史編集委員会編, 1982, p.814)。

旅先藩において差留措置が取られる理由には、①他国売薬業者間の熾烈な競争の悪化、②貸株や隠し売り、無許可営業などの不正行為、③領域内の産業保護、とくに自藩での製薬方の設置や自国売薬の保護、④国産の奨励を通じての他国への正貨流失の防止などがある。

また薩摩藩や熊本藩でみられるように、差留の後それが解除されるには、①藩内の得意先で培った信用に基づく、売薬ならびに売り広めの正当性の主張、②運上銀や冥加金(銀)などの上納、③価格・販路・販売条件について他国売薬との協定・協約の締結による営業特権の確保、④旅先藩の製薬方の買い取りなどの抜本的な対応策が考えられる。

服部(服部, 1959)によれば、藩が自らの経済の健全な財政収支という観点で、領域外との輸出入の均衡を保とうとする場合、次の 5 つのタイプに類型化できる(服部, 1959, pp.87-88)。

第 1 は、旅先藩と他国商人の相互利益の観点から、一定の輸入品を認める代わりにその原料の輸入を条件とするなど、正貨流出の防止を目的とするタイプ。

例えば熊本藩では、正貨流出を防止するため、他国商人が売上代金を自藩に持ち帰ることが許されず、売上代金で領国内の産品を購入し持ち帰ることが条件とされていた(日野町立日野商人館編, 出版年未記載, p.77)。

第 2 は、旅先藩への売薬の持ち込みを認める代わりに国産の輸出を条件として、輸出品から得られる利潤を貨幣で蓄積しようとするタイプ。

第 3 は、領内市場を他国に開くことで交易を活発化し、輸出と輸入の価格的な均衡に主眼をおくタイプ。

第 4 は、他国商人が領域内に持ち込む輸入品の増加分だけ輸出品を増加させて均衡を図るタイプ。

第 5 は、交易目標や内容が領主経済の政策目標に直接結びつく関係の上に成り立つタイプ。

このように自藩の財政収支の健全化の観点から、上の 5 つのタイプを考慮に入れながら旅先藩は差留と解除を決定するといえよう。

富山売薬では、売薬以外の商品も取り扱っていたが、幕末が近づくようになると次第に売薬に特化するようになる(植村, 1958, p.47)。それまで売薬は一般的に農間余業であったが、幕末期には商業として自立できるようになっていた(土屋, 1966a, p.24)。売薬商人の中には消費者に売薬を直接届ける行商以外に店に卸売する業者も見受けられるようになり、幕末期にはかなりの資本を蓄積する売薬業者



も出てきた（植村, 1955, p.54）。

また各藩においては財政逼迫から売薬の専売を目的として、薬物方・製薬方などの創設による売薬の領国内での自給を目指すため、他国売薬を差留にするとところもあった（植村, 1956, p.7）。長州藩でも嘉永2年（1849）に藩校の新明倫館を設立した際その中に医学所・濟正堂を置いた。安政3年（1856）には、同所が藩内の医師および製薬を管轄するとともに、売薬免許も同所が認可するようになった（高橋, 1993, p.68）。

伊佐売薬は、宝暦8年（1758）に防長両国内で売薬が認可されてから、とくに富山売薬と競合しその対応に苦慮しながらも次第にその行商圈を確立・拡大し、やがて幕末期に絶頂期を迎える（黒木, 1994, p.241）。伊佐売薬の草創期である延享2年（1745）には、徳定村では売薬人が17人いたが、天保期（1831～1845）には32人、そして明治初年には31人と、江戸中期から末期まで売薬業者の人数は一定でほとんど変化がなかった。しかし、明治11年（1878）に26人とやや減少することからみて、幕末から明治初期にかけてが伊佐売薬にとって最も盛んな時期であったといえよう（土屋, 1967, p.25; 土屋, 1989, p.85）。

## 6. 伊佐売薬と富山売薬の特徴点の比較

伊佐売薬と富山売薬の類似点・相違点から両者の特徴を「図表3 伊佐売薬と富山売薬の特徴点の比較表」からみてみよう。

わが国の売薬の創薬時期は、売薬が一般的に修験山伏の檀那場廻りの際の配薬行為に起源することから正確な時期を確定することは難しい。「日本四大売薬」の1つである大和売薬の代表的売薬商品である「三光丸」が創製されたのは鎌倉末期の元応期（1319～1321）と伝えられている（武知, 1995a, p.9; 武知, 1995b, p.641）。伊佐売薬の創業時期は、元禄13年（1700）頃と時期が曖昧だが、近世の早い時期であることは間違いない。富山売薬は天和3年（1683）と若干伊佐売薬より先達のようにみえるが創業はほぼ同じ時期であろう。近江日野売薬の創業は元禄14年（1701）、田代売薬は享保期（1716～1736）と、おしなべてわが国の売薬の創業は江戸中期の元禄期前後である。

伊佐売薬が売薬行商に出かけるようになったのは宝暦元年（1751）で、徳定村の業者2人が藩内での売薬商売を藩から許され、安永5年（1776）には中国・四国・関東・九州地方に出かけている。一方、富山売薬は代表薬「反魂丹」が藩内で一般販売されるようになったのは貞享期（1684～1688）の頃で、「反魂丹」をもって行商が開始されたのは元禄3年（1690）のことであった。

伊佐売薬も他の売薬と同様に、領国内外を廻在し得意先に合薬を置き薬とする売薬商売である。すなわち、「伊佐村徳定之者御両国売薬願之通被差免候事」（美祿市立図書館編, 1973, p.2）に、「私共儀合薬商売仕来、・・・当村方多人数諸国罷越、少々宛預置能帰候処、・・・合薬之儀ハ其所々渡置、売候分ハ翌年ニ至代銀受取、売不申分ハ新規ニ調合仕替候、・・・」とあるように、家伝の合薬を持って諸国を行商して廻り、得意先に薬を預け置き翌年に使用分の代金を受け取りに訪問するという「先用後利」（商品を先に使って後で代金を支払う）の売薬商売を行って

図表3 伊佐売薬と富山売薬の特徴点の比較表

比較項目	伊佐売薬	富山売薬
本拠（発祥）地	長門山地のほぼ中央に位置する現在の美祢市伊佐町伊佐徳定（旧長門国美祢郡伊佐村徳定）を中心とする地域（山口県）	現在の富山市を中心とする、半径15kmの円形地域の港や街道沿いの農村地方（富山県）
創業・創業時期	伊佐村の南原寺を拠点とした修験者による「禰那場廻り」による配薬、元禄13年（1700）頃から伊佐の南原寺と結びつく（創業の時期不明、近世の早い時期）	天和3年（1683）、岡山の医師万代常閑（もず；まんだい・じょうかん）が、富山藩二代藩主・前田正甫（まさとし）公に反魂丹を献上－代表的売薬「反魂丹」（はんごんたん）の登場
売薬行商開始時期	宝暦元年（1751）に売薬を開始、宝暦8年（1758）には徳定村の与三右衛門と藤右衛門が長州（萩）藩内での売薬免許、安永5年（1776）には中国・四国・関東・九州表を往来	反魂丹が富山藩内で一般販売されるようになったのは貞享期（1684～88年）の頃。元禄3年（1690）、富山藩で初めて反魂丹行商開始
資本形態・資産	自己資本、資産・担保物件としての「売薬帳面」	持ち株、資産・担保物件としての「懸場帳」
経営形態	小売行商（売薬の生産・卸・小売）	小売行商（売薬の生産・卸・小売）
経営理念	先用後利（商品を先に使って後で代金を支払う）	先用後利（商品を先に使って後で代金を支払う）
家憲・家訓・規定など	薬の調合は口伝として、その家々に伝える秘法	仲間示談定法（仲間規約・仲間示談書などさまざまな名称がある）
商法	個別訪問による配置売薬、他国での売薬屋の貸株や株取得による配置売薬	個別訪問による配置売薬、消費者組織化（顧客囲い込み）の先駆け
組織・体制	頭取による売薬業者の統制、主人と下人（売子）の関係（主に家族、雇用者もあり）	運命共同体意識をもつ株仲間（帳主－奉公人（助人－連人））
藩や仲間による支援・援助策	長州（萩）藩からの伊佐売薬への「売薬御免（認可）」、他国商売の際の關所通行に必要な「往来手形」の下付	「他領商売勝手」の触れ、薬包紙や包装紙の藩紙会所による低廉な価格での配給、売薬行商人に対する往来や荷物運送の便宜、資金の無利息貸与による援助、差留に対する出先藩への支援など
統制機関・施策	長州藩への運上銀の上納を条件に防長両国内での売薬販売の許可	仲間組・向寄（組織内規律の遵守）、反魂丹役所
代表的商品	神功丸、枇杷葉湯、敬震丹、熊胆、奇応丸など、業者が独自に命名した合薬	反魂丹、萬金丹、万病円、セメン円、胡黄連、六神丸などの合薬
商品の主な仕入先	大坂道修町の薬種問屋、地元（防長両国内の萩・三田尻会所）、山陰地方	中国・安南などの南方、大坂道修町の薬種問屋、信州、薩摩地方
江戸時代の行商圏	長州（萩）藩（防長両国－山口県）と石州（島根県）を中心に、関東・信州・京・大坂・四国・中国・九州まで	日本全国（とくに東北・関東・甲信越・近畿地方に強い）
現在にみる代表的後継企業	後継企業なし（昭和50年（1975）7月10日、製薬用具・売薬関係用具などを民俗資料「伊佐売薬用具付古文書（154点）」として市指定文化財（美祢市指定文化財第1号）、平成11年（1999）4月8日、（伊佐の売薬用具及び売薬関係史料）2,097点が山口県指定有形民俗文化財）	地場産業としての富山売薬企業（広貴堂－胃腸薬の「反魂丹」「熊胆圓」「熊胆丸」、五疋薬の「奇應丸（六神丸の前身）」「感應丸」、止瀉薬の「如神丸（赤玉はら薬の前身）」（昭和58年（1981）年4月22日、売薬関係資料846点が国重要民俗文化財に指定）

（出所）幸田，2009；2019、その他本文より著作作成。

いた。この先用後利といった商法は売薬一般に共通する経営理念であった。

伊佐売薬の資本形態をみると、近江日野商人のように現在の合資会社にあたる共同出資といった経営形態は別にして、富山・大和・田代売薬がともに持株による株仲間組織で運営しているのに対し、伊佐売薬は個人資本による自営の売薬業という経営形態を取っている。売薬業者の資産としては、売薬の顧客名簿である売薬帳面（伊佐売薬）や懸場帳（富山・田代売薬）があり、売買や担保の対象となった。

伊佐売薬は主人と下人（売子）で組織する自営業ではあるが、合薬の調合を検査する2、3人の頭取が業者を統制した。これに対して富山売薬では、運命共同体意識をもつ仲間組織（向寄や組）が「仲間示談定法」と呼ばれる規約や規則を遵守することで組織内統制を図っていた。また富山藩は売薬業者を統制する組織として「反魂丹役所」を設け、仲間規約とともに売薬業者を二元管理した。

伊佐売薬は、後に運上銀を上納することで他国商売に必要な往来手形を下付されたが、創業当初は往来手形を持たずに領内外で売薬営業を行っていた。とくに富山売薬が防長両国内で長年、運上銀・冥加金（銀）の上納と引き換えに領内廻在が許可されており、藩が積極的に伊佐売薬を支援する体制は取られていなかった。

これに対して富山売薬では、富山藩からの「他領商売勝手」の触れにより、領外に出て売薬商売をすることが許可されていた。加えて藩会所による低廉な価格での薬包紙や包装紙の配給、売薬行商人に対する往来や荷物運送の便宜、資金の無利息貸与による援助、差留に対する旅先藩への折衝などが行われていた（植村, 1956, p.6）。

伊佐売薬の場合は、度重なる富山売薬への差留の要求と往来手形の申請があったが、富山売薬による献金や国産の茯苓の買い取りなどが原因で差留が延期されることもあった。最終的には富山売薬の差留と防長両国内での伊佐売薬の売り広め政策が取られることになるが、藩は積極的に伊佐売薬との関係強化策を取ることはなかった。

富山売薬は行商圈を日本全国に確立した。とくに東北・関東・甲信越・近畿方面に強い販売力をもっていた。一方、伊佐売薬は伊佐村徳定を本拠として、防長両国内と石州を中心に地元や山陰地方にも出かけていた。とくに九州・小倉藩ではすでに述べたように富山売薬との競争に敗れ差留られたり、防長両国内でも競合し藩に富山売薬の差留を歎願したり、各地で富山売薬との競合関係では大いに苦しめられた。

富山売薬では代表的商品の「反魂丹」が有名だが、伊佐売薬は防長売薬御免願書に「家伝之名方数多御座候而」とあるように家伝の薬が多く、また各業者により薬名がさまざまであった（美祢市立図書館編, 1973, p.2）。江戸時代の合薬は、その薬種の調合に若干の違いがあるとはいえ、その薬名は他国売薬においても似通ったものが多かった（湯川, p.1993, p.4）。伊佐売薬では枇杷湯、敬震丹、熊胆、奇応丸など、業者が独自に命名した薬名がみられるが、薬名として特色のあるものに神功丸がある（土屋, 1989, p.88）。

また伊佐売薬をはじめとして富山売薬・近江日野売薬など多くの売薬が、大坂・道修町から薬種を仕入れていた。伊佐売薬では、伊佐付近や山陰地方からも薬草を仕入れていたが（湯川, p.1993, p.12）、ほとんどの売薬の原料は道修町から仕入れられ、船便で大坂から下関、そして厚狭川の下津を経て伊佐に陸路で送られた。そうした薬種は製剤の上、煎薬・散薬・丸薬・膏薬に加工された（黒木, 1994, p.239）。

## 7. おわりに

最後に、紙幅の関係で詳しく触れることはできないが、明治期以降の伊佐売薬の動向について若干述べておきたい。

明治維新を向かえ、わが国の売薬は明治政府の和漢薬から洋薬への政策転換に翻弄され苦境に陥った（詳しくは幸田、2016, pp.35-46 を参照）。明治初年において売薬は文部省の所管であり、当時は売薬に対して課税はしておらず、薬味・分量・用法・効能などを申告するだけでよかった。しかし、売薬営業者が得る利益が一般営業者よりも多いとの理由で売薬は課税された（明治財政史編纂会編, 1971, p.643）。明治3年（1870）に「売薬取締規則」（12月13日／太政官布告）が公布され免許が必要となり、規則により売薬での家伝や秘伝を謳う薬名は禁止され、売薬に対する政府の取り締まりが厳しくなっていた。

明治10年（1877）の「売薬規則」（1月20日／太政官布告第7号）で売薬業者には営業税と鑑札料の支払いが義務となった。明治15年（1882）には、売薬を「有害無効」と位置づけ、漸次減らすことを目的とする「売薬印紙税規則」（10月27日／太政官布告第51号）が発布された。定価の1割の印紙税を製品に貼付する売薬印紙税はわが国の売薬業界を震撼させるとともに大打撃を与えた。その後、若干緩和されたものの大正15年（1926）に同税制が廃止されるまで、売薬印紙税は、長年にわたって売薬業界を衰退へと追い込む原因となった。富山売薬や大和売薬、田代売薬なども明治政府の売薬政策に翻弄されながらも、地場産業として活路を開いていった。

しかし、伊佐売薬は、近江日野売薬と同様に時代の変化に対応できず、幕末期には31、32人いた売薬業者も明治17年（1884）には26人、大正8～10年（1919～1921）13人、大正11年（1922）から昭和9年（1934）には5人、ついに昭和15年（1940）には1人となり、最後まで残っていた（内田）神功堂は、第二次世界大戦中の薬剤不足のため、昭和18年（1943）に廃業した（土屋, 1967, p.23; 美祢市史編集委員会編, 1982, p.820; 黒木, 1994, p.241）。

こうした伊佐売薬の衰退の原因について、土屋（1966a, 1966b）は次のように結論づけている。第1の原因として挙げられているのは、すでに述べたように売薬印紙税をはじめとした過酷な課税制度による経営悪化、第2の原因は血縁的な結びつきによる近代化の遅れである。徳定といった一地域において血縁で結びついていたために、他の売薬業者（富山・大和売薬）のように江戸期には仲間組や株仲間、明治期には株式会社や共同組合を組織できなかったこと、また血族以外の専属販売員による未開拓地域での販路拡大ができず、近代化の波に乗れなかつ

たことが伊佐売薬衰退の原因である（土屋 1966a, pp.24-25; 土屋 1966b, pp.21-22）。

その後伊佐売薬は、平成 11 年（1999）、山口県より美祢市・有形民俗文化財「伊佐の売薬用具及び売薬関係史料」に指定され、記録・資料として残されるに至っている（土屋, 1999, pp.21-23）。

- 
- (1) 伊佐売薬に関する資料の多くは、美祢市立図書館編, 1973; 1975 に纏められた古文書を原典としており、それらは元美祢市立図書館長の土屋貞夫氏を中心に収集されたものがある。土屋氏は伊佐売薬関連の史料を用いて多くの著作を残されている。
- (2) 本稿で用いる「売薬」とは、医師の処方によらず動植物や鉱物などを薬種として調合・販売される民間薬・漢方薬のことで、広義にそうした売薬を売り広める者、売薬行商人、売薬業者を意味して用いている。
- (3) 鰐口は、社寺の仏堂や社殿入口の階段の上に吊り下げられた、円形かつ中空で下方が少し開いている仏具で、綱を振り当て打ち鳴らす道具である。
- (4) 伊佐売薬の防長両国内での文政 13 年（1830）の行商先は、天明期以降に進出した石州、徳山（徳山市）、大城須万（周南市）、奈古大井（山口県阿武郡阿武町）、福井（萩市）より渋木（長門市）、吉部（宇部市）、高佐・小川・江崎・田万・飯浦（萩市）まで、2 年後の天保 3 年（1832）には、長門の西部・東部、徳地（山口市）、萩市中、阿武郡、津和野并疋見、石州浜田から御料まで、高森（岩国市周東町）（吉本, 1993, p.61）、天保 4 年（1833）には近在、高森、西方、鹿野、石州、徳地、山口までとなっている（土屋, 1974, p.46）。
- (5) 茯苓は古くから薬草として知られ、黒松の支根に発生する菌で黒色の漢方薬で利尿作用・滋養・血糖効果などの効果がある。西国に多く自生し伊佐村の近くからも採取できる薬種である（千葉, 1970, p.48; 土屋, 1977, p.16; 美祢市史編集委員会編, 1982, p.816; 黒木, 1994, p.239）。
- (6) 小倉藩では富山売薬は「薬種屋権七」名義で売薬が認可されていた（小林, 1972, p.48）。
- (7) 銀 1 貫目は 1,000 匁で、江戸中後期の金 1 両が 60 匁にあたる。銀 1 貫はおおよそ 16.7 両なので冥加銀 2 貫目は 33.4 両である。

## 参考文献

- 植村元覚(1955)「近世の行商人仲間における独占—富山売薬業経営の場合—」『富山大学紀要. 経済学部論集』第 8 号, 富山大学経済学部, pp.51-61.
- 植村元覚(1956)「近世富山売薬行商の保護政策」『富山大学紀要. 経済学部論集』第 9 号, 富山大学経済学部, pp.1-12.
- 植村元覚(1957)「領域経済における封鎖性と開放性(上) —富山売薬行商圈の歴史地理的条件を中心として—」『富山大学紀要. 経済学部論集』第 12 号, 富山大学経済学部, pp.13-25.
- 植村元覚(1958)「富山売薬輸送の地理的考察」『富山大学紀要. 経済学部論集』第

- 13号, 富山大学経済学部, pp.47-60.
- 黒木甫(1994)「柳行李を背に負うて－伊佐の薬売り(美祢市)－」『防長歴史探訪(二)』山口銀行, pp.236-241.
- 幸田浩文(2009)「近江商人にみる日本発 CSR 経営による経営力創成－家訓『三方よし』概念を手がかりとして－」『経営力創成研究』第5号, 東洋大学経営力創成研究センター, pp.147-157.
- 幸田浩文(2015)「富山商人による領域経済内の売薬行商圏の構築－富山売薬業の原動力の探究－」『経営力創成研究』第11号, 東洋大学経営力創成研究センター, pp.49-62.
- 幸田浩文(2016)「明治政府の売薬観と大和売薬－富山売薬との比較を中心として－」『経営力創成研究』第12号, 東洋大学経営力創成研究センター, pp.35-46.
- 幸田浩文(2017)「田代売薬にみる行商圏構築の史的展開－江戸時代中期から現代へ－」『経営力創成研究』第13号, 東洋大学経営力創成研究センター, pp.31-42.
- 幸田浩文(2018)「近江日野商人の独自性と売薬行商の展開」『経営力創成研究』第14号, 東洋大学経営力創成研究センター, pp.5-20.
- 幸田浩文(2019)「『日本四大売薬』にみる行商圏の構築・発展・転換過程－江戸中期から明治期まで－」『経営力創成研究』第15号, 東洋大学経営力創成研究センター, pp.4-19.
- 小林肇(1960)『対馬領田代売薬史』佐賀少年刑務所.
- 小林肇(1972)「田代売薬の史的探究」『史叢』第15号, 日本大学史学会, pp.38-56.
- 塩澤明子(2004)「近世後期における富山売薬商人と旅先藩－薩摩藩との関係を中心に－」『史文』第6号, 天理大学文学部歴史文化学科歴史学専攻, pp.24-51.
- 高岡高等商業学校編(1935)『富山売薬業史史料集／上巻』高岡高等商業学校.
- 高橋政清(1993)「製薬工程と用具」『伊佐の売薬用具(民俗文化財調査報告書)』(伊佐の売薬用具調査委員会編), 美祢市郷土文化研究会, pp.65-70.
- 武知京三(1995a)『近代日本と大和売薬－売薬から配置家庭薬へ－』税務経理協会.
- 武知京三(1995b)「大和売薬営業者の経営理念小史－前田長三郎『大和売薬人物誌』を素材として－」『商経学叢』第42巻第2・3号, 近畿大学商経学会, pp.639-646.
- 千葉徳爾註解(1970)『日本山海名産・名物図会』社会思想社.
- 土屋貞夫(1966)「伊佐の売薬について－明治期を中心として－」『山口県地方史研究』第15号, 山口県地方史学会, pp.20-26.
- 土屋貞夫(1966a)「伊佐の売薬について」『秋芳町地方文化研究』第2号, 秋芳町地方文化研究会, pp.22-25.
- 土屋貞夫(1966b)「伊佐の売薬について(追加)」『山口県地方史研究』第16号, 山口県地方史学会, pp.36-37.
- 土屋貞夫(1967)「伊佐売薬業史」『山口県地方史研究』第18号, 山口県地方史学会, pp.18-26.

- 土屋貞夫(1974)「近世における伊佐売薬の行商圈と輸送について」『山口県地方史研究』第31号, 山口県地方史学会, pp.43-51.
- 土屋貞夫(1976)「伊佐の薬売りー昭和十七年頃に姿を消した郷土の伝統産業ー」『山口県文化財』第6号, 山口県文化財愛護協会, pp.23-26.
- 土屋貞夫(1977)「伊佐売薬と茯苓」『みねぶんか』(美祢市郷土文化研究会編), 第8号, 美祢市郷土文化研究会, pp.16-19.
- 土屋貞夫(1989)「製薬と売薬」『諸職と用具』(山口県教育庁文化課編), 山口県教育委員会, pp.84-90.
- 土屋貞夫(1993)「売薬(行商)の習俗」『伊佐の売薬用具(民俗文化財調査報告書)』(伊佐の売薬用具調査委員会編), 美祢市郷土文化研究会, pp.20-55.
- 土屋貞夫(1999)「県有形民俗文化財の指定をうけてー伊佐の売薬用具及び売薬関係資料ー」『山口県文化財』第30号, 山口県文化財愛護協会, pp.21-23.
- 富山県編(1983)『富山県史／史料編V近世下』富山県.
- 富山県編(1987)『富山県薬業史 通史』富山県.
- 服部昌之(1959)「植村元覚著「行商圈と領域経済」ー富山売薬業史の研究ー」『史學研究』第74号, 廣島史學研究會, pp.84-88.
- 半田和彦(2006)「秋田藩、富山売薬を排除」『秋大史学』第52号, 秋田歴史学研究会, pp.1-27.
- 日野町立日野商人館編(未記載)『日野商人館展示資料集ー近江日野商人／天下に躍動した関東兵衛／300年の歴史ー』日野町立日野商人館.
- 古島敏雄編(1965)『日本経済史大系 4／近世／下』東京大学出版会.
- 美祢市史編集委員会編(1982)「2 伊佐の売薬」『美祢市史』美祢市, pp.812-820.
- 美祢市立図書館編(1973)『伊佐売薬資料集(一)』美祢市立図書館.
- 美祢市立図書館編(1975)『伊佐売薬資料集(二)』美祢市立図書館.
- 明治財政史編纂会編(1971)『明治財政史(三版)』第6巻, 吉川弘文館.
- 山口県文書館編(1961)『防長風土注進案／第十六巻／吉田宰判』山口県立山口図書館.
- 湯川洋司(1993)「製薬工程と用具」『伊佐の売薬用具(民俗文化財調査報告書)』(伊佐の売薬用具調査委員会編), 美祢市郷土文化研究会, pp.3-19.
- 吉本一雄(1993)「売薬(行商)の形態」『伊佐の売薬用具(民俗文化財調査報告書)』(伊佐の売薬用具調査委員会編), 美祢市郷土文化研究会, pp.56-64.

本研究は、2019年度東洋大学井上円了記念研究助成を受けたものである。

(2019年12月31日受理)

